

附表3-1 その他移住関連事業(1) 土地・住宅支援

市町村	区分	概要 (R5. 4. 1 現在)
北見市	住宅設備設置等に対する助成等	住宅用太陽光発電システム導入費補助制度 (住宅用太陽光発電システムを一般住宅に設置する方に、設置費の一部を補助します。)
網走市	土地の販売・分譲	・市有地【1区画】 宅地(台町) 1,119.61㎡、9,427,000円
	住宅の改修に対する助成等	・市内で住宅を所有(取得)し居住する方に、住宅リフォーム費用の補助 (一般改修工事) / 補助対象工事の10% (一般世帯は上限10万円、子育て世帯は上限20万円) (空き家改修工事) / 補助対象工事の10% (一般世帯は上限20万円、子育て世帯は上限30万円)
	住宅設備設置等に対する助成等	(太陽光発電システム設置・ペレットストーブ設置) / 補助対象工事の10% (上限5万円)
紋別市	住宅・土地取得に対する助成等	取得や改修に係る費用の一部を補助 (移住者加算あり)
	住宅の賃貸に対する助成	市内の事業所に就職した者に対し、家賃の一部を補助 (最大1年間)
美幌町	住宅・土地取得に対する助成等	町内で生産されたFSC認証材を新築は10㎡以上、増改築は1㎡以上使用し、かつCOC認証を取得している町内工務店による新築・増改築の場合、集成材は1㎡あたり4万円を補助し、コアドライ材は1㎡あたり12万円を補助
	住宅の改修に対する助成等	補助対象工事費30万円以上(税抜)のリフォーム工事に対し20%以内(上限50万円)を補助
	住宅の改修に対する助成等	耐震診断: 補助対象経費の2/3以内(上限9万円) 耐震設計: 補助対象経費の2/3以内(上限10万円) 耐震改修 補助対象経費100万円未満: 補助対象経費と20万4千円のどちらか低い額 補助対象経費100万円以上200万円未満: 30万6千円 補助対象経費200万円以上300万円未満: 50万9千円 補助対象経費300万円以上: 71万3千円
	住宅設備設置等に対する助成等	ペレットストーブの設置(購入)に要する経費の2/3以内(上限40万円)を補助
	住宅・土地取得に対する助成等	空き家を解体して更地にし、2年以内に跡地に住宅を新築する場合、解体費用の4/5(上限100万円)を補助
津別町	住宅・土地取得に対する助成等	空き家を解体して更地にし、2年以内に跡地に住宅を新築する場合、解体費用の4/5(上限100万円)を補助
	住宅・土地取得に対する助成等	中古住宅を購入される方に、建物の固定資産税課税標準額100万円以上で奨励金20万円、150万円以上で30万円を交付 10年以上定住を確約される方が対象
	住宅・土地取得に対する助成等	住宅を新築される方に奨励金を交付 町内に住宅がある方又は今後町内に転入しようとする方で、自らが住む住宅を新築し、10年以上の定住を確約される方が対象 奨励金は基本要件100万円と加算要件により20~150万円を交付
	住宅の改修に対する助成等	住宅を改修される方に奨励金を交付 建築後10年以上経過した住宅の改修工事で、改修後10年以上の定住を確約された方を対象 奨励金は改修費用20%で50万円が限度
	住宅の改修に対する助成等	住宅を改修される方に奨励金を交付 所有者の許可を受けて自身の居住を目的に改修工事を行う空き家の賃借人等で、津別町空き家等情報登録制度に基づき登録済みの空き家を改修する工事等が対象 奨励金は改修費用1/2以内で50万円が上限
	住宅設備設置等に対する助成等	太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付 津別町に所在を有し、町内で自ら居住する住宅等に新たに発電システムを設置する方、又は発電システム付の新築住宅を購入する方が対象 補助金は太陽光発電の最大出力の合計に応じて12万円を上限に交付
	住宅設備設置等に対する助成等	木質ペレットストーブを購入する方に対し、補助金を交付 津別町に所在を有し、町内で自ら居住する住宅等に新たに設置する方が対象 補助金はストーブ本体の2/3以内で一台25万円を上限に交付
	住宅設備設置等に対する助成等	簡易水道給水区域以外の地区で飲用水として井戸水等を使用されている世帯を対象に、水質検査費用及び浄水器購入設置費用、井戸の掘削等の費用の一部または全部を助成
	空き家・空き地・分譲地情報の提供	町内にある(空家、空き地、空き店舗、空き事務所)に関わる情報の提供(空家バンク)
斜里町	住宅の改修に対する助成等	居住環境の整備に係るリフォーム費用の一部を補助。住宅の長寿命化、省エネ・寒冷地仕様化、バリアフリー化等を目的としたリフォームが対象。
清里町	空き家・空き地・分譲地情報の提供	空き家バンク事業により、町内の空き家・空地情報を提供する。
小清水町	住宅の改修に対する助成等	空き家バンク住宅改修に対する補助。対象の改修費の1/3(上限額50万円)
	住宅・土地取得に対する助成等	新築・中古住宅の取得に対する補助。基本額 新築: 100万円 中古: 50万円 転入者加算 新築: 50万円 中古: 30万円
訓子府町	住宅・土地取得に対する助成等	空き家バンク制度を活用し購入・改修を行う際、費用の一部を補助(最大300万円)
	住宅の改修に対する助成等	空き家バンク制度を活用し購入・改修を行う際、費用の一部を補助(最大300万円)

置戸町	土地の販売・分譲	境野親交団地【2区画】462.82㎡=499,800円、462.81㎡=499,800円
	住宅・土地取得に対する助成等	町内に住宅を新築した場合、50万以上（平均100万円）の補助金を交付し、空き家バンクに登録のある中古住宅を主託した場合は50万円を限度に取得費用の20%を助成。
	住宅の改修に対する助成等	町内の住宅をリフォームした場合、経費の20%を助成（上限50万円）、空き家バンクに登録のある空き家の改修を行った場合は、経費の50%を助成（上限100万円）
	住宅の改修に対する助成等	高齢者や身体障がい者と同居されてる方が住宅を改修しようとした際に、改修費用の50%を助成（上限100万円）
	住宅設備設置等に対する助成等	住宅用太陽光発電システムに対し、定額5万円を助成。定置用蓄電池システムを太陽光発電と同時設置した場合は定額15万円を助成。太陽光発電設置住宅への単独設置の場合は、定額10万円を助成。
	住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽を設置する場合に、1基につき94～150万円の補助金を交付
	空き家・空き地・分譲地情報の提供	都度、空き家に係る登録情報をホームページで公表。現在、5件の物件を公表
	その他	町外より転入して3年以内に、住宅を建設又は取得して町内に住所を有する場合単身で50万円を支給（世帯100万円）
佐呂間町	住宅・土地取得に対する助成等	住宅建設促進事業
	住宅の改修に対する助成等	・新・増・改築については、1㎡当り15千円助成（200万円限度）
	土地の販売・分譲	勤労者住宅用地の販売（要件：取得後1年以内に住宅を建設）
	空き家・空き地・分譲地情報の提供	空き家バンク登録物件をHPにて公開し、希望者のマッチングを実施
遠軽町	住宅設備設置等に対する助成等	ベレットストーブを設置する場合、費用の一部を補助
湧別町	住宅・土地取得に対する助成等	新築住宅の建設、中古住宅の購入に係る費用の助成。
	土地の販売・分譲	住宅促進を目的造成した宅地を分譲。
	その他	空き家・空き地に係る情報の提供。
滝上町	住宅の改修に対する助成等	購入した中古住宅の改修及び新築住宅の建築
	住宅・土地取得に対する助成等	購入した中古住宅の改修及び新築住宅の建築
	住宅の賃貸に対する助成	滝上町定住促進住宅（3戸）を移住者用賃貸住宅として整備
興部町	空き家・空き地・分譲地情報の提供	空き家・空き地バンクを町のホームページにて公開
西興部村	住宅の改修に対する助成等	・色彩統一事業（建物の屋根、または外壁を村の指定色にした場合に最大75万円の補助） ・廃屋解体撤去事業（景観を阻害している廃屋の解体撤去事業に対し最大100万円の補助）を行っている
	住宅の改修に対する助成等	快適に過ごすための空家や既存住宅のリフォーム経費を最大100万円助成
	住宅設備設置等に対する助成等	太陽光発電システム導入費を、最大65万円補助
	住宅・土地取得に対する助成等	村指定宅地に建築で、10年間宅地使用料無料
	住宅・土地取得に対する助成等	一戸建て、二世帯住宅建設に一棟定額200万円助成。加算分として二世帯住宅100万円 中学生の子供一人につき50万円、移住者加算として、移住後一年以内に建設した場合+50万円
	その他	家電リサイクルやパソコンリサイクル品を除き日常の家庭から出る一般的なゴミは無料
雄武町	住宅・土地取得に対する助成等	町内に住宅を建築した場合、15,000円/㎡を補助(上限200万円。町外業者施工は算定額の半額かつ上限100万円) ※同居する子供1人につき20万円を加算 ※管内認証木材を使用した場合は木材使用量1㎡あたり15,000円を加算
	住宅・土地取得に対する助成等	町内の中古住宅を購入した場合、7,500円/㎡を補助(上限100万円) ※同居する子供1人につき20万円を加算
	住宅の改修に対する助成等	町内建設業者によって町内の住宅を増改築した場合、15,000円/㎡を補助(上限200万円) 改築した場合、改修費用の1/3以内を補助(上限100万円)
	住宅設備設置等に対する助成等	町内業者により住宅に合併処理浄化槽を設置する方に対し、設置費用の95%相当を補助 ※補助限度額 5人槽:130万円 7人槽:160万円 10人槽以上:200万円
	住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽を設置している方で、水質に関する検査及び保守点検に要する費用について、25,000円を限度に補助
	土地の販売・分譲	移住宅地において住宅建築を予定している方に無償で貸付を行い、一定期間内に住宅を建築した際に無償譲渡
	空き家・空き地・分譲地情報の提供	町内にある空家、空き地に関わる情報の提供（空家等情報バンク）
	その他	事前調査申請において補助対象物件に該当すると認められた空家等を解体し更地にする場合、「解体費用の8/10」又は「延床面積×国土交通大臣が定める標準建設費（除却工事）」の8/10のいずれか少ない額で100万円を上限に補助
大空町	住宅・土地取得に対する助成等	空き家登録制度により、空き家の購入を行った場合に売買価格の1/2以内（上限20万円）を助成
	住宅の改修に対する助成等	空き家登録制度により購入した住宅を、1年以内に町内業者で改修を行った場合に改修費用の1/2（上限30万円）助成
	住宅・土地取得に対する助成等	定住を目的として新築した住宅に居住した場合に最大150万円助成
	住宅の改修に対する助成等	空き家登録住宅を貸し出すために住宅を改修した場合に改修費用の1/2（上限30万円）助成